

## 段階的な日常回復の1次改編[11.1~]に対する後続対応[11.29~]

### □ 感染者の急増など流行傾向を考慮し、2次改編を留保

- 追加接種の効果が現れるまでの4週間は、現水準を維持しながら医療及び防疫に対する後続対応の計画を推進

### □ 在宅治療への転換

- 在宅治療が不可能な例外的な場合にのみ医療機関へ入院するシステム

< 既存 >

- (対象者) 入院する要因がない70歳未満の無症状及び軽症の感染者で在宅治療に同意した者
- (除外事由) 感染に脆弱な住宅環境、基礎疾患がある場合、60歳以上の未接種者、入院要因がある同居人の場合など



< 改善 >

- (対象者) 全ての新型コロナの感染者
  - 但し、入院要因がある場合、感染に脆弱な住宅環境、保護者がいない保護の必要な者(小児、障害者、70歳以上の接種者など)などの場合は入院治療

- 救急の場合は24時間相談、診療が可能なホットラインを構築し、移送が可能な治療機関を事前に指定

### □ 未接種者の接種への奨励と迅速な追加接種(ブースター接種)の実施

- 基本接種の未接種者に対する接種を奨励

- 小児や青少年(12~17歳)を対象に、事前予約を再開(~2022年1月22日)し、地域の状況に応じて学校と接種機関を連携し接種を施行(教育庁主幹)
- 医療系と協力し、他の診療のために医療機関を常時来院する高齢層などに対する積極的な接種を奨励

## ○ 迅速な追加接種の実施

- 12月中に高齢層(60歳以上)の集中接種期間を運営し、インフルエンザ予防接種と同様に事前予約なしで当日接種を実施
- 18歳以上の基本接種完了者に対し、基本接種後5か月(150日)を基準とし追加接種を実施
- 防疫パス(接種証明書)の有効期間(6ヶ月)を設定し、防疫パスが必要な施設を利用する際には、6ヶ月以内に追加接種が必要
- 個人的な事情(疾病治療、海外出国など)、団体接種(感染脆弱施設、医療機関など)などの事由や残余ワクチン接種の希望者は、対象群別の追加接種基準\*に対比して1ヶ月以内の早期接種が可能

- \* (基本接種完了4ヶ月) 60歳以上、基礎疾患患者、医療機関、感染脆弱施設  
(基本接種完了5ヶ月) 18-49歳、50歳代  
(基本接種完了2ヶ月) ヤンセンワクチンの接種者、免疫低下者

## □ 防疫の強化

- 療養病院及び療養施設など感染脆弱施設でのPCR検査の強化\*、追加接種の完了者を中心に運営
  - \* (既存) 1回のPCR検査(入院時) + 隔離室で1日間待機  
→ (変更) 2回のPCR検査<sup>①</sup>(入院時、隔離3日目) + 隔離室で4日間待機
- 高齢者余暇福祉施設(敬老堂、老人福祉館など)冬季のキムジャン行事などの禁止

<この翻訳はタヌリコールセンター 1577-1366が担当しました>